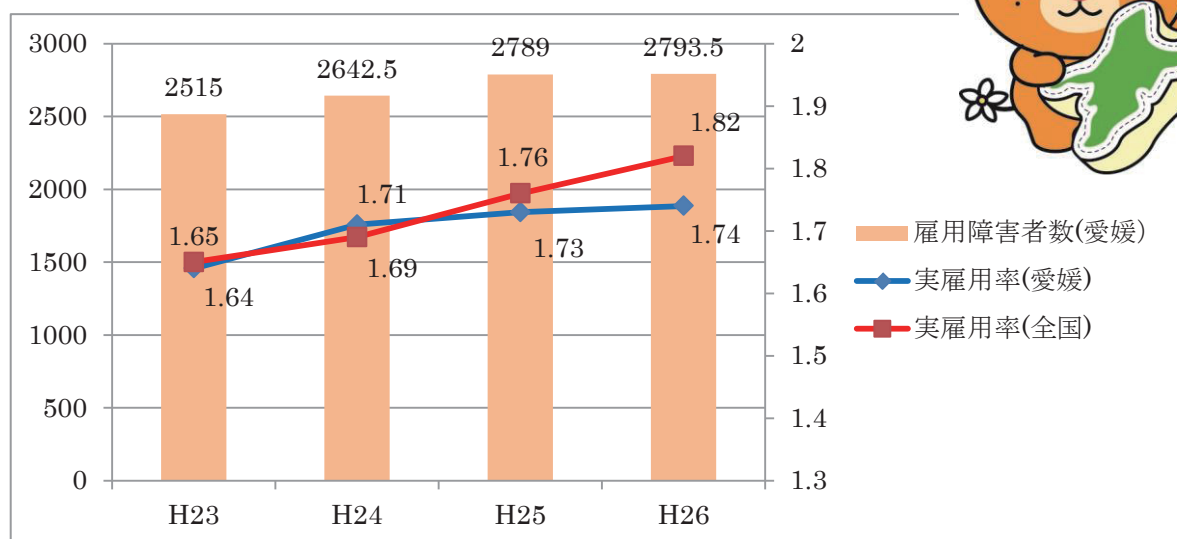


障害者マッチング支援事業のご案内

社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団えひめ障害者就業・生活支援センターでは、愛媛県からの委託を受け、障害者の職場見学、実習及び就労先受入企業を開拓し、障害者と企業のマッチングを図ることを目的に、マッチングサポーターが企業を訪問する「障害者マッチング支援事業」を行っています。障害者雇用に対する疑問など、ぜひご相談ください。



※数値は各年 6 月 1 日現在（愛媛労働局調べ）



民間企業の法定雇用率は、**2.0%**です。

従業員が 50 人以上の事業主は、従業員の **2.0%**に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません！

障害者雇用を促進するため、国では様々な支援制度があります。

障害者トライアル雇用奨励金	就職が困難な障害者をハローワークの紹介により一定期間、試行雇用する事業主に対し、対象者 1 人当たり月 4 万円を支給
障害者作業施設設置等助成金	障害者が作業しやすいような施設設備（スロープや特殊設備など）を設置した場合、その費用の一部を助成
税制上の優遇措置	事業所税の軽減措置など

上記以外にもたくさんの支援制度がありますので、ご相談ください。

障害者雇用に関するご相談や、障害者の職場見学又は実習の受入れのご相談は
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 えひめ障害者就業・生活支援センター
〒790-0843 愛媛県松山市道後町 2-12-11 TEL：089-917-8516
E-mail：shien-center-dogo@wonder.ocn.jp

[県庁問合せ先]愛媛県庁経済労働部産業雇用局 雇用対策室 TEL：089-912-2506（直通）



障害者雇用に関する用語等

○「障害者雇用率制度」

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。(障害者雇用促進法 43 条第 1 項)

民間企業の法定雇用率は 2.0%です。従業員を 50 人以上雇用している企業は、身体障害者又は知的障害者を 1 人以上雇用しなければなりません。

○「法定雇用率」とは、全従業員数に対しての障害者の割合です。

○「障害者」とは、障害者雇用率制度の上では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者を実雇用率の算定対象としています(短時間労働者は 0.5 人カウント)。

ただし、障害者雇用に関する助成金については、手帳を持たない統合失調症、そううつ病(そう病、うつ病を含む)、てんかんの方も対象となり、またハローワークや地域障害者職業センターなどによる支援においては、「心身の障害があるために長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な方」が対象となります。

○「障害者雇用納付金制度」とは

障害者を雇用するためには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となるために、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者 100 人超の企業から、障害者雇用納付金が徴収されます。この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金、報奨金を支給します。



常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主が法定雇用率達成！！

超過 1 人につき 月額 27,000 円の障害者雇用調整金が支給されます。



常時雇用している労働者数が 100 人以下の事業主が法定雇用率達成！！

一定水準を超えて雇用する場合、超過 1 人につき 月額 21,000 円の報奨金が支給されます。



常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主が法定雇用率未達成・・・

不足 1 人当たり月額 5 万円の障害者雇用納付金を国に納めなければなりません。

※従業員 100 人超 200 人未満の事業主は、平成 32 年 3 月まで月額 4 万円

障害のある人の「できないこと」ではなく、「できること」に目を向けて、障害者雇用について考えてみませんか？

障害者雇用をきっかけに社内の雰囲気が明るくなったという声も聞かれます。

さまざまな支援機関がお手伝いをしますので、ぜひ障害者雇用に取り組んでみてください。

